

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	犬山市公共駐車場駐車券の発注	
契 約 内 容	駐車券の作成	
契 約 期 間	平成29年4月24日から平成29年5月23日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月24日	
契 約 相 手 方	アマノ株式会社 名古屋支店	
契 約 金 額	324,864円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市公共駐車場の管理に契約業者の機器を借り上げしており、その機器専用で使用する消耗品のため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	単票シーラー（PRESSLE T i v o）賃貸借	
契 約 内 容	単票シーラーの賃貸借業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 J E C C	
契 約 金 額	25,920円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	物品の再リースは他の事業者より物品を借り入れ直すことはできないため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	電子計算機周辺機器一式賃貸借	
契 約 内 容	基幹系プリンタ及びネットワーク機器の賃貸借業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成29年8月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 J E C C	
契 約 金 額	195,570円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	物品の再リースは他の事業者より物品を借り入れ直すことはできないため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	介護保険業務用複写機の賃貸借	
契 約 内 容	介護認定審査会資料等作成の省力化を図るためパソコンと接続しスキャナ、プリンタ機能を備えたデジタル複合機として使用するための賃貸借。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	富士ゼロックス愛知 株式会社	
契 約 金 額	月間基本料金 64,800円（月間基本プリント枚数 15,000枚） （15,001枚目以上 3.2円）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	介護認定審査会資料を管理しているパソコンに導入している富士ゼロックスの文書管理ソフト及び個人情報情報を秘匿するためのマスキングソフトとの一体的な動作保証が必要であり、他の機器で代替することが困難であるため当該契約の性質が競争入札に適さないことから随意契約による契約を締結。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	乾燥BCGワクチン購入	
契 約 内 容	集団接種で使用するBCG予防接種ワクチンの単価契約	
契 約 期 間	平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日	
契 約 締 結 日	平成２９年４月１日	
契 約 相 手 方	中北薬品株式会社	
契 約 金 額	乾燥BCGワクチン１人用単価契約 ３，１８６円（税込み）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	○ 第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	BCGの予防接種は、保健センターにおいて集団接種として実施している。上記業者は日本ビーシージー製造株式会社が直接取引する代理店（特約店）であるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから中北薬品株式会社と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	設計積算システム機器賃貸借	
契 約 内 容	設計積算システム機器の賃貸借（再リース）	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社P U C	
契 約 金 額	月額62,640円 (予定総額 751,680円)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	設計積算システムは、来年度に入替を予定しており、それまでの1年間、同等機器の新規購入や新規リース契約をするよりも再リース契約を行う方が低価格であるため、再リース契約により賃貸借期間の延長をすることとした。これにより、当該契約の性質が競争入札に適さないため、前回リース契約締結業者である株式会社P U Cと随意契約の方法による契約をするものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	平成 2 9 年度用小学校標準学力検査の購入について	
契 約 内 容	知能を総合的・分析的に把握するため、学習スタイル診断カードによる個性を生かす指導に役立つ知能検査や、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が保証されている標準学力検査（標準化された学力検査）の実施するための検査購入費。	
契 約 期 間	平成29年4月21日から平成29年6月30日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月21日	
契 約 相 手 方	(株)高木商会	
契 約 金 額	単価契約：[新学年別知能検査 2 年生]450円, [新学年別知能検査 5 年生]450円, [NRT学力検査 5 年生]各科目340円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第1号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	○ 第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市教育委員会で選定・採用している知能検査、標準学力検査は、学校、教育委員会、教育研究所等の教育関係機関および専門家以外への販売はされておらず、購入業者は発行元である株式会社図書文化社の特約店のみで取引されている。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	平成２９年度用小学校副読本の購入について	
契 約 内 容	教科書に準じて用いられる補助的な副読本の購入。	
契 約 期 間	平成29年4月3日から平成30年3月23日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月3日	
契 約 相 手 方	公益財団法人愛知県教育振興会、(株)浜島書店、(有)坂野書店	
契 約 金 額	単価契約：[明るいい心]400円, [観察と実験]300円, [健康手帳]150円, [ことばのひろば]290円 [かがやく大愛知]620円, [たのしい体育]469円, [チャオわたしたちの安全]372円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第1号及び第２号の規定による場合を除く））
	○ 第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	文部科学省の学習指導要領に準拠し、教科書に準じて用いられる補助的な図書であり、愛知県小中学校長会等が編集しており、犬山市教育委員会で選定・採用している。 購入業者は愛知県教科用図書卸商業協同組合からの取引指定を受けている。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	平成 2 9 年度用中学校標準学力検査の購入について	
契 約 内 容	知能を総合的・分析的に把握するため、学習スタイル診断カードによる個性を生かす指導に役立つ知能検査や、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が保証されている標準学力検査（標準化された学力検査）の実施するための検査購入費。	
契 約 期 間	平成29年4月21日から平成29年6月30日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月21日	
契 約 相 手 方	(株)中日書房	
契 約 金 額	単価契約：[新学年別知能検査 1 年生]450円, [新学年別知能検査 3 年生]450円, [NRT学力検査 5 年生]各科目340円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第1号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	○ 第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市教育委員会で選定・採用している知能検査、標準学力検査は、学校、教育委員会、教育研究所等の教育関係機関および専門家以外への販売はされておらず、購入業者は発行元である株式会社図書文化社の特約店のみで取引されている。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	平成２９年度用中学校副読本の購入について	
契 約 内 容	教科書に準じて用いられる補助的な副読本の購入。	
契 約 期 間	平成29年4月3日から平成30年3月23日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月3日	
契 約 相 手 方	公益財団法人愛知県教育振興会、坂野書店	
契 約 金 額	単価契約：[明るい人生]400円, [観察と実験]300円, [健康手帳]150円, [はばたく中学生]310円 [中学校生活と進路]538円, [新中学校体育実技]746円, [私たちの安全]391円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第1号及び第２号の規定による場合を除く））
	○ 第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	文部科学省の学習指導要領に準拠し、教科書に準じて用いられる補助的な図書であり、愛知県小中学校長会等が編集しており、犬山市教育委員会で選定・採用している。 購入業者は愛知県教科用図書卸商業協同組合からの取引指定を受けている。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	消防本部 消防署	
件 名	シミュレーション人形（本署）修繕	
契 約 内 容	本署の救急訓練用として常時使用しているシミュレーション人形が救急訓練中、突然動作不良を起こし故障、救急訓練ができない状況のため、至急修繕するもの。 修繕内容 （１）内部除細動ケーブル断線（２）下顎の破損（３）胸骨圧迫センサー破損	
契 約 期 間	平成２９年５月３１日から平成２９年６月１０日	
契 約 締 結 日	平成２９年５月３１日	
契 約 相 手 方	日本船舶薬品株式会社名古屋支店	
契 約 金 額	金１２７,３３２円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	○ 第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	シミュレーション人形（以下「人形」という。）は、本署の救急訓練用として常時使用している。また、同機種の人形が、救急救命士の資格取得のための試験用としても使用されている。今年度の救急救命士資格取得試験は、６月１５日（気管挿管 １名受験）と７月２０日（プロトコール運用教育 １名受験）に実施されることから、実技試験に合格するために当該人形を使用し、様々な病態を想定した救急訓練を行い救命技術の習得が必要不可欠であるが、救急訓練中に人形が動作不良を起こし故障したことにより、救急訓練が実施できない状況となったため、至急修繕する必要があるもの。 至急修繕するにあたり、当該人形の故障箇所を判明させるには製造元に直接人形を持ち込み調べる必要があるため、人形購入時の落札業者である日本船舶薬品株式会社名古屋支店に人形の回収及び調査を依頼した。一刻も早い修繕を行うため、故障箇所の判明報告と同時に修理依頼をするため、契約の性質又は目的が競争入札に適さないときの規定を適用し、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項	６月７日に修繕が完了したことから、完了日当日から資格取得試験に向けた救急訓練を開始することができ、その結果、２名とも合格することができた。	

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 消防署